

令和3年9月30日

各位

協栄信用組合

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する 融資条件変更手数料の免除期間延長について

協栄信用組合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた法人・個人事業主および個人のお客さまの支援を目的に、融資条件を変更する際の手数料を免除しておりますが、感染症の影響が継続している現状から免除期間を延長しますので、お知らせいたします。

当組合では、お客さまからの相談にお応えするため「新型コロナウイルス相談窓口」を全営業店に設置しており、事業者および個人のお客さまからのお借入の返済条件の見直しなど、さまざまなご相談に迅速かつ柔軟に対応してまいりますので、お気軽にご相談ください。

1、対象となるお客さま

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人・個人事業主および個人のお客さまで、令和3年4月1日以降初めて融資条件変更を行う方

2、実施期間

- ・令和4年3月31日（木）まで

3、免除する手数料

- ・事業性融資及び住宅ローン・消費者ローンにおける以下の条件変更手数料

返済金の据置・減額、返済期間の延長 5,500円（税込）

※詳細については最寄りの窓口へお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

協栄信用組合 融資部審査課 TEL.0256-61-1505

